

総務産業常任委員会記録

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 14 日（木） 午前 9 時 30 分
2. 場 所 市議会第 3 委員会室
3. 出席委員 田村委員長・松岡副委員長・重廣委員・重村委員・吉津委員・
有田委員・早川委員・西村委員・田中委員
4. 委員外出席議員 南野議長
5. 欠席委員 なし
6. 執行部出席者 別紙のとおり
7. 議会事務局職員 岡田局長・釧物次長
8. 協議事項
12 月定例会本会議（12 月 11 日）から付託された事件（議案 17 件）
9. 傍聴者 4 人
10. 会議の概要
 - ・ 開会 午前 9 時 30 分 閉会 午前 11 時 36 分
 - ・ 審議の経過及び結果
(別紙のとおり)

上記のとおり相違ありません。

令和 5 年 12 月 14 日

総務産業常任委員長

田 村 大 治 郎

記 録 調 製 者

釧 物 伸 次

田村委員長 皆さんおはようございます。本日の出席委員については委員 9 人であり、定足数に達しておりますので、ただ今から、総務産業常任委員会を開会します。最初に、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言をしようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくようお願いいたします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。また、質疑及び答弁については、一問一答方式によりできるだけ簡明に行われますようお願いいたします。それでは、これより、本委員会に付託されました議案 17 件について、審査を行います。お諮りします。委員会での議案審査の順序は、付託議案の議案番号順となりますが、審査の都合により、別紙一覧表のとおり変更することとしたいと思います。ご異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議案審査の順序を変更することに決定しました。それでははじめに、議案第 28 号「公設自動車置場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

松崎日置支所長 補足説明につきましては、去る 12 月 11 日、12 月定例会初日に市長が申しあげました提案説明、及び議案参考資料 49、50 ページに記載のとおりであり、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 何点かお尋ねをします。今回の 28 号の参考資料を見ますと、指定管理をお願いする期間が 5 年というふうになってます。指定管理の内容によっては 3 年とか 5 年とかあるかと思いますが、この案件について指定管理期間が 5 年と定めてることについて見解をまず聞かせてください。

宮本日置支所長補佐 指定する期間につきましては今回 3 年間に 5 年間に変更し、令和 6 年度から令和 10 年度までとします。5 年間に変更する理由としましては、駐車場の利用者が黄波戸地区住民に限定されていること、管理者が地元以外に考えにくいこと、また、利用者数や収入が固定しており予測が立てやすいことから、指定の期間を 5 年間にしたいと考えております。

重村委員 ありがとうございます。もう 1 点は、ここの資料に 4 番目のところに指定管理料の額が 0 円とするということで、そこの駐車場料金を徴収して、その料金を年間の業務、指定管理に関わる多分必要なものを出費されてると思うんですけど、業務内容についてその料金っていうのは使用されると。それを見ると料金の徴収であったりとか許可であったりとか利用料金の返還であったりとか制限、こういったところに働いていただいた方に対価といいますか、日当な

のか時間給なのか、お支払いするというふうに考えてよろしゅうございますか。議会には指定管理者の報告っていうのは見ることはないの、担当課には1年必ず年度末に報告書というのが上がってくると思いますけど、指定管理料が0円、その料金で運営をしているというところでその内容についてはそういうふうにとってよろしいかということです。

松崎日置支所長 この度の公設自動車置場の指定管理につきましては、委員お示しのとおり、指定管理業務にかかる利用料金収入で施設の管理業務に要する経費を賄えることから指定管理料は一切発生しておりません。経費につきましては人件費が主になっておりますので、この度、指定管理者候補者から今回更新に当たって、黄波戸地区の駐車場の関係で無断駐車等きめ細かいサービスを行いたいということで、若干の人件費等のアップをしている状況でございます。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。今一度、議案第28号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第28号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機を願います。

— 休憩 9:35 —

— 再開 9:36 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第20号「長門市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 議案第20号長門市火災予防条例の一部を改正する条例につきましては、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の一部改正に伴うものでございまして、主な内容といたしましては、蓄電池設備の単位と離隔距離及び固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離等について、所要の改正を行うものです。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重廣委員 これは法改正によって一部条例を改正をするということでございますが、これを改正することによって長門市内にある建物、そしてまた個別に戸建ての建物が出てくると思うんですが、それらに影響するということがあるかな

いか伺います。

田村予防課長 蓄電池の容量につきましては、10 キロワット時以上のものは一般家庭にございませんで基本的にな般家庭に影響はありませんで。大きめの蓄電池を設置する建物、消防本部でありますとか NTT の交換所でありますとか、そういうところに設置すると言われれば条例の改正が影響することになります。

重廣委員 現況、例えばどういうところに使われてるのかわかりませんで、大きな施設がありますよね。例えば大型の工場であつたり。現建物に影響するかどうか。今長門にある既設の建物。

田村予防課長 現状設置されたものであつては影響はありませんで。

田中委員 今、蓄電池の設備のことを伺いました。固体燃料のほうです。市内の飲食店で固体燃料使っている店舗多いと思うんですけども、ここに対する影響というのはあるんでしょうか。

田村予防課長 消防の予防課のほうで立入り検査に行っております。そういう施設に発見した場合には、これ以降指導することになりますし、新たに設置する場合はもちろん新しい条例を適用して指導することになります。

重村委員 一点だけ。参考資料の 3 番目のところに、施行期日が令和 6 年 1 月 1 日ということになっています。市の条例なんかっているのは改正するとき、年度初め、4 月 1 日とかということが多いかと思うんですが、消防法上これは施行期日が 1 月 1 日になると。年度ではなく年頭という形の捉え方でいいんでしょうか、お尋ねをします。

田村予防課長 どの条例改正にもついてもそうですけど、すぐに施行して問題ない場合は、1 月 1 日とすぐに施行されることがよくあります。猶予期間が必要な場合は 4 月 1 日となることがあります。

重村委員 ごめんなさいね。私、理解力がないかもしれない。じゃあ、この条例改正については早急にする必要があるということで 1 月 1 日になってると。これは消防法上の、消防っていうと 1 月 1 日が年初めといいますか、消防団にしてもそうですから、私はそういう消防法令上のことで、施行期日っていうのがこの 1 月 1 日になっているのかなと思ったんですけど、これは早急に急ぐ必要があるから 1 月 1 日になるという解釈でいいんですね。

田村予防課長 すいません。急ぐ必要があるかではなく、すぐ施行して、すぐ対応できるであろうという国の判断に基づいて 1 月 1 日となっております。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんでか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 20 号の全般にわたり、ご質疑はありませんでか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんでか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 20 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。よって、議案第 20 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 30 号「下関市・美祢市消防通信指令事務協議会への加入について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

岩本消防長 議案第 30 号につきましては、現在、消防通信指令業務の共同運用を実施している下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に本市が加入することに関し、規約により関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法の規定により、本市議会の議決を求めるものでございます。この指令業務の共同運用については、これまで議員全員協議会においてもご報告させていただいておりますが、これまでの経緯を含め再度ご説明させていただきます。共同運用につきましては、複数の消防本部が共同で一つの指令センターを設置し、119 番受報をはじめとした業務を共同で行うものでございまして、効果といたしまして、指令装置の更新時期も考慮して、3 市が一つのシステムを構築することにより、整備費用や維持管理費の低減化が図られるとともに、また、災害情報を一元化することにより、大規模災害時等において隣接構成市からの迅速な応援出動が可能となり、消防力の充実・強化を図ることができるものでございます。このことから現在、下関市と美祢市が実施している共同運用につきまして本市から参画を申し入れ、昨年 3 市での検討委員会を設置し、協議会設置に向けた検討を開始するとともに、共同運用の開始時期を機器更新時期も考慮して令和 8 年 2 月 1 日からとすること、さらには、共同運用の方式を協議会方式とすることなどを盛り込んだ、共同運用に係る基本的事項に関する確認書を昨年の 12 月に 3 市長が締結し、協議会規約案の作成や指令施設の仕様書の作成にこれまで取り組んできたところであります。それでは、協議会規約の概要につきましてご説明させていただきます。現在の下関市・美祢市消防通信指令事務協議会に本市も加わった 3 市の規約に変更するものでございまして、主なものとしては、協議会名称を「山口西部消防通信指令事務協議会」に改め、協議会を設ける市をはじめ、条文に本市が加わった規約の変更となっております。また、先ほども申し上げましたが、施行期日は令和 6 年度から令和 7 年度にかけて整備する高機能消防通信指令センターの整備完了及び共同運用の開始予定日であります令和 8 年 2 月 1 日としております。そのほかの規約の内容につきましては、議案のとおりでございます。今後のスケジュールについてでございますが、3 市それぞれにおいて本議案についての議決をいただいたのちに、地方自治法の規定に基づき、協議会の設置及び告示を行うとともに、山口県知事への届出を行うこととしております。その後、この協議会規約に基づく諸規程を定めるとともに、3 市による円滑な通信指令業務の共同運用に向けて進めていくこととしております。

田村委員長 以上で、補足説明は終わりましたので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重廣委員 これは昨年の10月ですか、全協のほうで説明されまして、粛々と進められている。協議については議会に報告すると規約が変更になるかということだろうと思うんですが、良いことばかり、メリットばかりよく述べられるんですよ。私は一点だけちょっと。一点に集中指令室といいますか、今まで各箇所にあったのが一つになると、統一されるということですよ。もしそのときにトラブル、故障とか起きたときに、今までよりも広い範囲がちょっと大変なことになるんじゃないかと思うんですが、今まで、今長門にも5年、6年経つ指令室があると思うんですが、この1か所でありますから広範囲になりますから、故障とかはないんでしょうけど、そういうトラブルに見舞われたときの対応、それについてはどのように協議会で話されているのか、その一点だけ伺いたいと思います。

鷲頭警防課長 現在協議中ですが、今後実施業者が決まり、プロポーザルにより決まりますが、その中の要望事項に署落としといいますか、下関消防局が何かあった場合に長門市が代行する、美祢市が代行するというような、そういうことを今後協議してまいります。

重村委員 一点だけお尋ねします。これは全協でもご説明いただいて、また再度こうやって丁寧にご説明いただきました。今までも協議会を設置するに当たって、事前の擦り合わせもされてきて、いよいよ加入すると、設置するということになるかと思うんですが、具体的に来年度からやはりこれに向かったの予算とかが必要になってくるのか、それだけご確認をさしてもらいたいと思います。来年度です。

宮本総務課長 予算につきましては、予算や納入業者等が決定されていないため、金額については未定ではございますが、整備費用の負担金については整備期間2年で按分して支払うこととしており、一応来年度の予算計上はしておるところでございます。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第30号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第30号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第30号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員退席のため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 9:50 —

— 再開 9:51 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 24 号「長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 農林水産課所管の本議案につきましては、令和 6 年 3 月末をもって指定管理期間の満了する長門市水産多目的集会所の指定管理者の指定について、議決を求めるものでございまして、議案参考資料 42 ページから 43 ページのとおりでございます。補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 24 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 25 号「木育推進拠点施設長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 続いて、農林水産課所管の本議案でございますが、令和 6 年 3 月末をもって指定管理期間の満了する木育推進拠点施設、長門おもちゃ美術館の指定管理者の指定について、議決を求めるものでございまして、議案参考資料 44 ページから 45 ページのとおりでございます。補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 議案参考資料を見させていただいて、引き続き人と木のほうにお願いしたいということであろうと思います。ですから公募によらずに、指定管理をまたお願いしたいという議案だと思います。いろいろありました。オープンして非常にコロナ禍の中の大変な中、やはり運営をしていただいたというふうに思ってますし、いろんな情報を聞くといいこともたくさん耳に入ってきますけど。ここまで指定管理者をお願いして、また新たにこれはもう公募によらずに、同じ方にさせていただくんだということで、ここまでの指定管理者としての NPO 人と木さん、これについてどのような評価を執行部側としては捉えられているか。少し詳しくご発言をいただいたらというふうに思います。

角谷農林水産課長 NPO 法人人と木でございますが、平成 28 年度に NPO 法人として設立されまして、29 年度からいろいろ、市といろんな事業を連携しながらやってきておるところでございます。このおもちゃ美術館につきましても平成 30 年度に竣工いたしまして、それから人と木さんのほうに運営のほうをお願いしているというところでございます。基本的にはこのおもちゃ美術

館の運営につきましては、人と木さんとしては、結局要はおもちゃ美術館に来られるお客様を待っているだけではなくて、やはりアウトリーチ活動といいますか、そういったものを、例えば小学校なり幼稚園、保育園、そういったところに出向きまして、やはりおもちゃ美術館の PR を兼ねて木育という活動、PR をしてきております。それと市外におきましては山口だとかそういったところに行きまして、山陽小野田そういう、時には福岡とか、県外のほうにも行きまして、こういった長門おもちゃ美術館というのを PR しているというところで、県外からもお客さんを誘客するような活動をなされておられます。そういった活動、それとおもちゃ美術館の中でいろんなイベントを開催されておまして、例えば当初木育キャラバンとかそういったものもルネッサのアリーナとかそういったところでもやっておりましたが、このキャラバンもおもちゃ美術館の外の芝生の庭のところでやったりとかして、本当美術館自体の建物の PR も十分になされたというところは感じておるところでございます。当然市との付き合いも長くございまして、やはり人と木の役員の方とのいわゆるつながりといいますか、要は何ていうか信頼といいますか、そういったものもきちんと構築されているかなというところもありますし、信用できる団体であると。特にやはり理事長の岩本さんは、非常にやる気のある方、モチベーションの高い方というふうに市としても認識しておまして、この方に任せておれば間違いないというふうなことで市としては認識しておるところでございます。

重村委員 それじゃあ同じく指定管理期間についての見解をお尋ねします。先ほどもちょっとありましたけど、指定管理をする内容、物件といいますか内容について、やはり 3 年であつたり、ひょっとしたら 1 年であつたりということもあるでしょう。そこまで執行部側から言われればね。ひょっとしたらここのおもちゃ美術館なんかも極端に言うと、他に指定管理をお願いするような、例えば長門市内もやはり管理者として置きたい。長門市内の団体であり、住民の方に指定管理者をお願いしたいって考える上では他に見当たらないんじゃないかなと。今現在ではね。大谷翔平じゃないですけど、やはり良い人材というのは長期間の契約っていうのが極端に言ったら運営される側も長期の契約を結んでいただくと非常に計画を立てやすい。その NPO 法人自体の経営の計画も立てやすい。しかしながら、そこには社会の動向とか物価の関係とか、債務負担行為をするに当たってはそういうのもなかなか算出しにくいということもあろうと思いますけど、こういった内容のやはり指定管理期間というのはやはり 3 年が限界だと。マックス 3 年だという見解なのか、いや、5 年というのも有り得るよという見解なのか。ここだけちょっと確認をさせてほしいと思います。

角谷農林水産課長 今回、3 年という期間で設定をさせていただいております。今重村委員が言われたように、やはり山口県内でもその木育を推進する団体と

してはこの NPO 法人人と木のみというふうには認識をしております、県内でもそこしかない。当然、市内にもそこしかないというところになりますので、現課としては、今後 5 年というところは検討していきたいなというふうには思っております。

田村委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 25 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 25 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。

— 休憩 9:59 —

— 再開 10:00 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 3 号「令和 5 年度長門市湯本温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、補正予算書の 77 ページから 84 ページのとおりでございまして、補足説明は特にございませぬ。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 3 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第 26 号「青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 続きまして、観光政策課所管の本議案でございしますが、令和 6 年 3 月末をもって指定管理期間の満了する青海島高山オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議決を求めるものでございまして、議案参考資料 46 ページのとおりでございまして、補足説明は特にございませぬ。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 26 号について、原案のとおり決

定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 27 号「伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

堀経済観光部長 観光政策課所管の本議案につきましては、先ほどと同じく令和 6 年 3 月末をもって指定管理期間の満了する伊上海浜公園オートキャンプ場の指定管理者の指定について、議決を求めるものでございまして、議案参考資料 47 ページから 48 ページのとおりであり、補足説明は特にございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 こちらの伊上海浜公園オートキャンプ場は指定管理について公募をされてるんですけども、ここはどうして公募をされてるのでしょうか。その理由をお願いいたします。

上田観光政策課長補佐 基本的に指定管理の手続きにつきましては、公募を基本とすることとなっておりますと思いますが、こちらにつきましては公募せずに指定管理者を特定する理由がないことから、前回同様、指定管理者の公募を行ったところ、1 事業者から応募がございまして、指定管理者委員会のほうで選定されております。

早川委員 この公募はどのような形でされたのか。ホームページに出したとかそういうところを教えてください。

上田観光政策課長補佐 公募につきましては、公示を行うことによって行っております。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。

重村委員 それじゃあ、1 点だけお尋ねします。参考資料 2 ページにわたってあります。募集、選定の経過というところで、令和 5 年 11 月 1 日に選定委員会を開かれて、ここで多分プロポーザルといいますか提案をされ、委員が適しているというような判断が下されたとあります。1 ページの 5 番の (3) に選定委員会の委員の名前が書いてあります。ここに長門市三隅支所長欠席、長門市日置支所長欠席とあります。確かに、油谷地区の物件ではあって、油谷支所長が必要だろうと。それか、私が思うに、三隅支所長と日置支所長は公務の都合でどうしてもこの選定委員会に出られなかったのかもしれないけど、これの経緯っていうのを教えてもらっていいですか。

堀経済観光部長 お見込みのとおり、公募を行うに当たってヒアリング等を設けたわけですが、この選定委員会の中で実際に出席ができる方に対してのスケジュール調整を行う中で、出席がどうしても公務でできないという方々のご意見もありながら、先ほどお示しになったとおり、油谷支所長については必ず

出席というような判断を一応総務の中であった中でこの日程を決定させていただいたものですから、二人の所長については欠席となったということでございます。

重村委員 ちょっとはつきりしないんだけど、私、選定委員会っていうのは油谷の支所長だから、三隅の支所長だからこの相手からプロポーザル、提案があったときに、油谷の支所長、それは確かに自分の職場域の特に業務をする範囲の範疇になるでしょう。だけど、私選定委員会っていうのはあくまでもたくさんの立場から見てそこに疑義がないかとか、この提案っていうのはこういうところに欠落点があるんじゃないかとか、私は選定委員会っていうのはそんなもんだって私は思ってるんですよ。だから、ひょっとして三隅と日置っていうのはこの物件に対してある意味関係ないこの支所長だからあれだったら欠席していいよというような総務から、僕、それ自体も三隅支所長、日置支所長になったら、選定委員の一人だと。これが僕は仕事の基本じゃないかなと思うんですよ。ひょっとしたら三隅の支所長から質疑を出したときに、いい質疑してくれたと。確かに、提案された中にそこに疑義があるよねっていうことだってあるかもしれない。だから、どうなの。最初から出なくていいって言ったのか、たまさか本当に、日置と三隅の支所長があいにく公務でどうしても庁舎を離れられないとか出張があったとかどうなの。そこで部長ははっきり言わないといけないと思いますよ。もう一回聞きます。

堀経済観光部長 先ほどのお答え、少し足りないところがあったように考えております。もちろん議員のおっしゃられるとおり、公務多忙な職員の中から選定委員会の規則に基づいて全員の招集を図る中で、公務があった二人については欠席をされたということでございます。

重村委員 たまたまそうだったのね。

堀経済観光部長 そういうことでございます。

田中委員 青海島オートキャンプ場と伊上オートキャンプ場とどちらで質問しようかなと迷ったんですけども、伊上オートキャンプ場のほうが公募だったってことでこちらに質問させていただくんですが、市長も長門市自体がアウトドアツーリズムに今後力を入れていくというところで、伊上のほうのアウトドアっていうのを力を入れていく方向性が長門市にしていると思うんですが、この指定管理者同士が同じカテゴリーに関わるもの同士としてコミュニケーションをとって、長門市全体のアウトドアツーリズムに対して協議する場があったりとかっていうのは今後あったりするのでしょうか。

弘中観光政策課長 当然市としまして、アウトドアツーリズム基本構想等作りましてアウトドアツーリズムに対しては力を入れていきたいというふうに考えておるところでございます。もちろんそういった中で、オートキャンプ場って

いうのは一つの大きな核となってくるところでございますので、そういった場所の連携っていうものについてはしっかりこれから取り組んでいきたいというふうに思っています。

田村委員長 他にご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 27 号の全般にわたり、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 27 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:11 —

— 再開 10:12 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 12 号「督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 今 12 月定例会に提出いたしました企画総務部所管の条例関係の議案につきましては、去る 12 月 1 日、議案の配布に合わせ、議員全員協議会を開催し、それぞれの概要について説明をさせていただいたところであります。つきましては、12 月 11 日、12 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 24 ページに記載のとおりでございます、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それじゃあ 1 点だけお尋ねします。全員協議会でも説明をしていたので、今回の条例改正っていうのはある程度よく理解しているつもりなんですけど、1 点だけ。今までは督促手数料というのは確か 100 円だと思うんですけど、徴収してたと思うんですけど、これを廃止することによって、したらその 100 円をいただくっていうのは市の歳入になっているはずですよ。年間で見ると、来年度からはこれを廃止することなんですけど、どれくらい歳入にとって影響があるのかっていうのは今ご存知か、説明をしていただければと思います。

林税務課長 歳入につきましては、令和 4 年度の決算ベースでございますが全体で収入額が 134 万 7,700 円ほど歳入しております。ですから督促手数料を廃

止いたしますとこの金額の収入がなくなるということでございます。

早川委員 この督促手数料をなくすというところで、市だけでなく他の事業者さんというところは何か影響とかっていうのは全くないんでしょうか。市だけのこの歳入の分がなくなるっていう影響だけでしょうか。

林税務課長 督促手数料につきましては、長門市の収入でございますので、市以外の事業者さんには影響はございません。

松岡委員 改正の理由の中で、地方税の一部について QR コードの導入が義務化され、ということになっておりますが、この一部と書いてありますが、今回督促手数料の対象にならないような収入、残るものというものはあるのでしょうか。

林税務課長 一部と申し上げましたのは、固定資産税、軽自動車税等でございます。税以外の料につきましても督促手数料の 100 円を廃止ということで条例を提案させていただいております。

田村委員長 ほかに、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 12 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 12 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:16 —

— 再開 10:17 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第 8 号「長門市犯罪被害者等支援条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12 月 11 日、12 月定例会初日に市長が申しあげました提案説明及び議案参考資料 1 ページから 2 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 この議案も全協でご説明をいただいているので、ある程度趣旨は分かっているつもりですけれども、ここで参考資料の 1 ページにもありますけど、その他というところで見舞金制度の創設ということが条例の中にうたわれています。この見舞金制度、犯罪被害に遭われた方に今度見舞金制度をつくるという

ことになってこようかと思えますけど、これは第 19 条の委任というところで、詳細なことが書かれるような形になるのか確認をしておきたいと思えます。

佐方防災危機管理課長 委任になりますけれども、これについては金額と詳細については要綱に改めて規定をするということでございます。

重村委員 これも、ですから 4 月 1 日からということで、もう少しこの条例改正案が、条例の新設といいますか、これが通ればこの要綱の詳細な部分というのは叩いていくような形になると思うんですけど、今現在ではまだ要綱はお示しできないということなのか、それとも確認しようと思えば確認ができる状況なのか、お答えをお願いいたします。

佐方防災危機管理課長 要綱の内容については今考えておるところでございますけど、内容については対象となる犯罪被害については生命または身体を害する罪にあたる行為、これは過失犯を除くことになるんですけども、市民が死亡または重傷病になった場合に見舞金を支給するということでありまして、遺族見舞金といたしましては、犯罪行為により死亡した方の遺族に対する見舞金として 30 万円、それから傷害見舞金として犯罪行為により重傷病を負った方に対する見舞金を 10 万円といたしております。

重村委員 あまり金額のことを聞きたくないんだけど、要綱はこれから詰めていくと。で、最大のお見舞いとして出す金額は 30 万円というところが決まっていると。今後、要綱の中できちんと整理していくということによろしいですか。

佐方防災危機管理課長 この見舞金の金額についてですけれども、見舞金を導入している先行他市の多くが規定をしている金額と同額としたいというふうに考えております。

早川委員 今、委任のところで別要綱で見舞金というお話が出たんですけども、この次のページの 2 ページの第 9 条に経済的負担の軽減というところで被害者等への助成措置等ってあるんですけども、これも金額を何か助成するって、お金のことなんでしょうか。

佐方防災危機管理課長 この第 9 条によるものがこの見舞金ということでございます。

田村委員長 ほかに、ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 8 号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 8 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。ここで説明員入れ替えのため暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 10:22 —

— 再開 10:23 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、議案第9号「長門市教育委員会の職務権限の特例に関する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12月11日、12月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料3ページから20ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

早川委員 これ文化財の保護に関することを観光課のほうに市長部局移管するところで理解してよろしいんですね。以前は文化財保護等保存っていうのと観光資源にするって文化財を観光資源にするっていうことには、全然異論はないんですけど、例えば文化財を観光資源にするときに、その保存側の意見と観光資源したい側の意見に相違があった場合は、例えばこっちが大事にしてほしい、大事っていうか、こういう扱いをしてくださとかいう場合があるじゃないですか、保存の場合は。文化財の場合は。そういうところっていうのは、一番危惧するのが、観光政策課の中にあるので、そちらを優先されて物事が決まっていって、その文化財保護っていう形のほうが、ないがしろじゃないですけども、多分そこはちゃんと配慮されるんであろう思うんですけど、その文化財保存っていうところの意見っていうのはどのような形で連携っていうか、パワーバランス等も考えるとちょっと危惧するところがあるんですけども、そこはその決定するまでっていうか、その話合っていうのはあったんでしょうか。意見等っていうのは出てきたんでしょうか。

椎葉総務課長 今回の移管につきましては文化財を含みます文化に関すること、教育委員会が職務権限っていうのは所管していたものが、ユネスコ活動を除きまして市長部局のほうに移管することとなります。これにつきましては、地方教育行政の法律のほうの定めによりまして、平成30年の改正によりまして平成31年の4月から文化財のほうも市長部局のほうに移管できることになりまして、移管する際には今文化財保護審議会がございまして、これを必ず置くことというふうにされておりますので、移管した後もこれが市長部局のほうで文化財保護審議会のほうが所管するようになりますので、保存とか保護につきましてはこの審議会がきちんとありますので、文化財保護室もそのまま移管するということで、そこできちんとそういう保存、保護っていうのは担保っていいます

か、されるものだと考えております。

早川委員 私が危惧するところは、同じ市長部局に入ったとしても、その保存と観光資源で伝えたいっていう、例えば保存側がこういう扱い方をしてくれないと、観光資源としては出せないじゃないんですけど、どうかなっていうような、例えばそういうことがあったときに、その市長部局観光政策課の中であるとパワーバランスが、やっぱ観光のほうに趣が置いて、それでちょっとそこは融通利かせてよみたいなところで、本来ならば専門家の意見っていうのは、保存とか保護とかに関しては絶対必要なんですけども、そのバランスっていうのはどうなんですか。そこはちゃんと、その保護とか保存とかの、ちゃんとそちらの意見をくみ取れるのかどうかっていうことが聞きたいんですけど。

椎葉総務課長 そのあたりにつきましては、先ほど申しました文化財保護審議会のほうがございますので、そこで一定の、何ていいますか、保存とかのそういった意見っていうのはそこでできると思っていますので、あと組織につきまして班の構成につきましては規則のほうで定めるようになりますけど、前回全協でお示しさせていただきましたとおり、新しい課につきましては観光政策課と、あとスポーツ文化交流課っていうことで、スポーツ文化のほうが一つの課にしております、観光のほうはまだ観光政策課っていうことにしておりますので、スポーツと観光、文化と観光っていうことで、ちょっと観光とは一旦、課とは切り離しているというところもございます。観光との交流がそれぞれできるようにということでございますので。あと班の構成につきましても、文化交流班っていうことで、またちょっとそういったところと活用とか図るところとはまた別の班にして組織をしておりますので、そういったところにつきましては保たれるものだと考えてはおります。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第9号の全般にわたり、ご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第10号「長門市部課設置条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12月11日、12月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料21から22ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

田中委員 これにつきましては議場でも綾城議員から質疑がございましたが、確認させていただきたいと思います。これ課であったり、班であったりということが変わるんですが、それぞれ今まで持っていた事業一つ一ついろいろあると思うんですが、この内容もそのまま引き継がれるのか、引き継ぐに当たり見直されてスクラップ・アンド・ビルドがされていくのかっていうのをちょっと確認させてください。

椎葉総務課長 基本的には今やってる事業がそのまま市長部局のほうに移管するものだと考えてはおります。

吉津委員 この中身、地域移行のことなんで全体的な包括してやるようになると思うんで、ちょっとそぐわないかもしれないんですけども、そぐわなかったら止めてください。部活動地域移行なんですけれども、教育委員会から出て、観光スポーツ文化部というところに移管されるみたいなんですけれども、私がちょっと危惧しているのは、学校教育は社会教育とかって言われている中で、教育委員会から出て、当然学校で部活動をやることに問題は（ ）ですし、学校の協力っていうのも必要になってくると思うんですけれども、そのへんの学校との連携とかっていうのは大丈夫なのかなっていうのはちょっと危惧しているところで、そのへんの見解をお聞かせください。

椎葉総務課長 そのあたりにつきましては、やはり皆さん気になられるところだと思いますので、教育委員会のほうでまだはっきりどこっていうのは決まっておりませんが、併任っていう形で部活動移行に係る事務を併任っていう形で明確にして教育委員会のほうが関われるようにっていうことを残す予定にしております。

吉津委員 それなら部活動地域移行が終わってから移管すればいいのではないのかなとちょっと思ったりもするんですけども、いずれにしても、地域移行 N クラですね。県なり他市見てもないですし、国全体見てもなかなかすばらしい形での地域移行になると私も思っていて、すごく理解をしているところなんですけれども、この再編移管が水を差すようなことがあってはならないと私は考えてて、問題もいろいろあると思いますけれども、それなりにもう前向きにスムーズに進んで行ってる場所だと私は理解してます。だから、ちょっとこの再編が水を差すようなことがあってはならないと思ってるんですけど、そのへんの見解だけ最後ちょっとお聞かせください。

椎葉総務課長 そのあたりにつきましては、準備室っていうことを今回新たに設けまして、令和 7 年度以降のスムーズな移行ができるようにということで今回準備室のほうを新たに設置する予定にしておりますので、そのあたりはスムーズに行われるようにこちらのほうも組織のほうも整えていくっていうことでございます。

松岡委員 私も今の部活動地域移行に関して一番違和感を感じたことでありますので、ちょっと質問させていただきたいんですけど。地域移行っていうのはやはり子どもたちが主体であって、教育の一環として行われているんだと思っていたので非常に違和感があったんですけど、そのへんの経緯といいますか、教育委員会でやるよりも市部局でやったほうがいいっていうメリットがあってそういうふうに移管されることにされたんだと思うんですけど、そのあたりもう一回説明をお願いいたします。

椎葉総務課長 今回、教育委員会が所管しております文化財含む文化とスポーツにつきまして、市長部局のほうに移管するってことで、その一連の中で部活動の移行についても今回、市長部局のほうに移管するっていうことになりました。部活動の移行自体が地域のスポーツと言いますか、市全体としてスポーツを捉えて地域でそういったスポーツを市全体としてやっていこうということになりますので、そうなりますとやはり市長部局のほうで市全体として捉えてやっていくっていうことで今回市長部局のほうに併せて移管するっていうこととなったところでございます。

松岡委員 何も反対もなく決まったような感じに、今ちょっとご答弁聞いて思ったんですけど、教育委員会のほうからとか懸念されたこととかあったんじゃないかと思うんですけど、そのあたりっていうのはどういうふうに話されて解決されたのか教えてください。

坂野企画総務部長 こういう組織替えについては、当然、教育委員さんがいらっしゃいますが、教育委員会議とかそのあたりでも十分お話いただいて、そこに上がってくる話は地域移行を検討されていた検討委員会、先ほど吉津委員さんが言われましたけど、そういう組織がありまして、そこで出てきた意見とかを踏まえて教育委員会のほうでも教育委員会会議でしっかり議論していただいて、市長部局で市として一体に取り組んで進めていこうということが今の段階では決定事項になっておりますので。

早川委員 今、坂野部長がおっしゃったんですけど、部活動の地域移行の協議会でそこでも移行するっていうのは説明されたんですね。

坂野企画総務部長 そういう議論がされたかどうかっていうのをちょっと今、よくわからないんですけど、当然されているものだと。すいません、ちょっとあと確認させてください。申し訳ありません。

田村委員長 企画総務部でご答弁難しかったら、休憩を挟んで確認することはどうでしょうか。

坂野企画総務部長 そうですね。ちょっとさせてもらったら。

田村委員長 議事の都合により暫時休憩します。どのくらい時間かかりますかね。

坂野企画総務部長　すぐ。

田村委員長　10 時 50 分再開。

— 休憩 10:40 —

— 再開 10:50 —

田村委員長　休憩前に引き続き会議を再開します。今一度、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。委員会において発言しようとする場合は、挙手をして「委員長」と呼び、委員長の許可を得てから発言していただくよう、お願いします。委員におかれましては、関連する質疑がある場合は「委員長・関連」と呼び、続けて行われますようお願いいたします。それでは会議に戻りたいと思います。執行部の答弁を求めます。

坂野企画総務部長　すみません、ちょっと曖昧なことを申し上げまして。申し訳ありませんでした。名称が部活動改革推進協議会という協議会の中でこの部活動の地域移行というものが協議されてきております。一番最後に行われたのが、10 月 23 日第 5 回ということで開催をされておまして、先ほど担当に確認をしたんですけど、事務局をどこがもつかというお話は中でははっきりしたことは 10 月 23 日の時点では申し上げたことはないということでございました。民間も含めて可能性をもたすような説明をこれまではしてきておりますということです。それで、次回 2 月頃に第 6 回になると思うんですけど、開催予定ということもお伺いしました。それで、本議案がご承認いただければ、その旨説明のほうはその段階でさせてもらおうと考えているということでございます。教育委員会議のほうでは、当然、教育委員会の組織が変わる関係もあって、説明を行い、教育委員会議の議決といいますか承認をいただいておりますということです。すいません、ちょっとよくわからないお話をさせていただいて、大変申し訳ございませんでした。

早川委員　この部活動改革推進協議会に本当に事務局の所在って一番大事なところじゃないですか。要となるところの説明なく、その前に教育委員会議のほうに説明があつて、協議会のほうにはあまり関係ないというところの判断でされてなかったんですかね、説明を。教育委員会から市長部局に変わるかもしれないという話は、もう決定してからそこには伝えればいいっていう判断だったんでしょうか。ここで聞けないです。

坂野企画総務部長　組織のことになりますから、なかなか決まる前にお話をしづらいというのが実情でございまして、そういうあたりもございましてそのあたりは広い意味をもたしたような表現で、当然、職員は動きというか流れを知っていますけれども、なかなか説明ができないというのが実情でございまして。

それは市長部局でも一緒ですし、そのへんちょっとご理解いただきたいなと。

田中委員 今、部活動地域移行準備室のことでお話しているんですけども、私もそのことで。これ準備室なので準備が終わったあとはどうなるんですか。もうスタートしたら準備室要らなくなると思うので、それ今後どうなるんですか。

坂野企画総務部長 今の田中委員さんのご質問なんですけど、プロジェクトをよく行うときに、最初やっぱり準備室というのをつくって、専任の職員を置いてうまく進めていくような格好になりますが、スタートしても軌道に乗るまでは結構残るものなので、いろんな問題がどんどん出てくるとは思うんです。スタートしても。それが本当にうまい具合に解消されるまでは、残っていくものだと思います。

重村委員 もう関連じゃないですけどいいですか。それじゃあ、部課設置条例の一部を改正する条例ということで、全協でも説明をいただきました。本会議で綾城議員も質疑を3点ほどされてますけど、これのページで言うと、説明資料の22ページにも図で示されておりますけれど、これを見ると、観光・スポーツ・文化部というのが新たにできるわけですね、部が。当然そこには部長職も必要であろうし、観光政策課とスポーツ文化交流課ということで、部長職、部が一つ増える。部長職も増える、課長職も一人増える。私、こういう組織の改編がいけないとは言いません。働きやすくなって、所管の事務事業が働く方もやりやすくなって、市民の方にも極端に言ったら来庁されても非常に都合がよくなる、ということは、私はいいことだと思いますけれども、職員が減っていく中で、部、課だけが肥大化していく。今私、江原市政の中でやはり懸念するのは、職員数が減る。やはり、部長職、課長職っていうのはある程度の経験とかいろんなことがみて、ある一定の経験を積んで部長、課長っていうのは選任されるべきだろうというふうに思うんですけど、そういった組織の中で部が増える、課長も増える、だけど職員自体はどんどん、会計年度任用職員のほうが増えていって職員数は減っている。これを見たときに、果たしていかななものかと。どちらかというと、組織って言うのは人数が少なくなれば統廃合を繰り返していって、より良く機動的になる。そして、そこには実は財政的には圧縮ができる。部長職が一人増えるだけでずいぶん違うわけですから。ここらあたりの見方からしたときのこの今回の改編っていうのは、どのように思われるかお尋ねをしたいと思います。

椎葉総務課長 今回の組織改編によりまして、市長部局におきましては今現在5部ございますけど、これが6部ってことで、あと課につきましては21課から22課ということで、委員ご指摘のとおり部課が一つ増えるってことにはなりますけど、組織全体で見たときに職員数のおっしゃられたとおりあまり増えていくっていうかいかないところもあるかなと思いますが、昨年もちょっとお話はさせていただいたんですけど、組織全体で見たときに、主幹級ですとかそういった

いろいろなポストがございますので、そういった全体の中で組織については考えていきたいところでございますので、全体の中で調整していきたいというふうに考えております。

早川委員 すいません、最後なんですけど。ちょっと聞きたいんですけど。ヒストリアながとはスポーツ文化交流課の班で言うところになるのでしょうか。

椎葉総務課長 スポーツ文化交流課の中の文化財保護室のところに一緒に所管するようになります。

早川委員 先日、綾城議員の質問に対しての市長答弁のところで、市長がヒストリアながとを文化財の発信の拠点っていう説明をされてるんですけども、文化財保護っていう形はヒストリアながとっていうところで考えられるんですね。もう文化財保護室の中にヒストリアながとが入ってて、そこから情報の発信するけれども、保護に関してはもう文化財保護室っていうところで特化されるっていう形でよろしいのでしょうか。考えとしては。

椎葉総務課長 文化財保護室は今、ヒストリアながとのところに事務局を設けてありまして、ヒストリアながとにつきましては施設になりまして、今センター長等も課長なりそれぞれ中で併任といいますか兼任してるところもございますので、これは施設と文化財保護室の中で一体になって文化財の保護、活用そういったところにあたっていくものだと考えております。

早川委員 すいません、最後にちょっと本当に確認なんですけど。ヒストリアながとっていうのは市の文化の発信と、あと文化財の拠点っていうそういう捉え方でよろしいのでしょうか。

椎葉総務課長 おっしゃるとおりでございます。

田村委員長 ほかにご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第10号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

田村委員長 次に、議案第13号「長門市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12月11日、12月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料27ページに記載のとおりでございます。特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑は

ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 13 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 13 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 14 号「長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12 月 11 日、12 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 27 ページに記載のとおりございまして、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。議案第 14 号について委員として討論をしたいので、暫時副委員長と交代します。

松岡副委員長 それでは、暫時委員長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。これより、討論を行います。ご意見はありませんか。

吉津委員 ただいま、議題となっております議案第 14 号「長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で簡潔に意見を述べさせていただきます。人事院は令和 5 年 8 月に国会及び内閣に対し国家公務員の給与改定に関する勧告及び報告を行いました。本市においても国に準じた内容で議員の期末手当の年間支給割合が 3.4 か月分になるよう期末手当を 0.05 か月分引き上げる改定をすることとしております。2020 年 1 月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症は、収束の兆しは見えてきたものの約 3 年にもわたり市民生活や市内経済活動にも大きな影響を与えております。社会情勢を考えると、原材料の価格の高騰や円安の影響により物価高となっており、市民生活はさらに厳しい状況になっております。また、市内事業者の経営環境は電気料金や燃油価格等の高騰により依然として厳しい状況が続いております。私たちは市民から選ばれた代表の議員であり、依然として市民生活や市内経済が不安定な中、議員が率先して不安を抱く市民に寄り添い、痛みを共有することは当然のことであると考えております。また、私も委員として活動しておりますが、長門市議会議員の定数及び報酬並びに政務活動費等について、長門市議会のあるべき姿を調査・研究し、提案を行うために、議員定数等調査特別委員会が立ち上げられました。現在、市民からの意見の聴取や各種団体との意見交換、資料収集や委員会討議、議員間討議など様々な活動を行っておりますが、この特別委員会の調査・研究などが終わっていない段階で、たとえ 0.05 か月分の引き上げであっても私は市民の理解を得ることはでき

ないと考えております。以上2点申し上げましたが、このような状況の中、議員自らが期末手当を引き上げることに對して、市民の皆様からご理解を得ることができないと考えることから、議案第14号に對する反対の意見といたします。皆様のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

松岡副委員長 ほかに、ご意見はありませんか。

田村委員 それでは、私も議案第14号「長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、反対の立場で討論を行います。長門市議会では、市民に開かれた議会、市民のために行動する議会、市民から信頼される議会の実現を目指して、まちかどトークを開催し、広く市民の皆様の意見に耳を傾け、地域に寄り添った情報収集と課題解決を推進しております。最近のまちかどトークにおきましては、長門市議会内に議員定数等調査特別委員会が設置されたことを受けて、議員定数及び報酬について問いかけることを必須としております。また、特別委員会では、自治会の代表者や業界団体の代表者から様々な意見の聞き取りを行っている最中でもあります。議案第14号は人事院の国会及び内閣に對し、国家公務員の給与改定に関する勧告及び報告に関連して、準じて長門市一般職の職員の給与手に関する条例の一部を改正する条例とあわせて本議案は上程されております。議員の処遇に関する内容であります。議決権を持つ議会はこの条例を自ら可決することも否決することも可能であり、一般職及び三役とは異なる立場にあります。現在、議員定数等調査特別委員会が市民から定数及び報酬についての聞き取りを行っている最中である議会が、特別委員会の調査結果が出される前に自ら期末手当の改正に賛意を表明して増額を認め、可決することに対して、特別委員会の調査との整合性が取れず、単なるパフォーマンスと見られかねません。また、ポストコロナ時代とは言え、景気悪化の影響は広範囲にわたっており、民間や事業者ともに状態の回復には時間差が生じていること及び過疎化による景気減退の本市にあつて、金額いかに関わらず、客観的な指標のない議員の期末手当増額に對して市民の理解が得られるとは到底考えられません。民間の事業所であれば、業績上昇など目に見えた実績がない時に給料、賞与のアップはあり得ません。本市の最大の課題である人口減少問題については、待ったなしで取り組んだとしても結果が反映するのは30年後、子育て世帯の経済支援等の施策は近年の流行ではあるものの、補助、給付ばかりを増やす議論をするのではなく、同時に入るほうの議論にも取り組まなければならないが、民間の現場はどこも販売の停滞、資金不足、担い手不足で所得拡大も道半ばであります。現状に目を瞑っては市民に開かれた議会、市民のために行動する議会、市民から信頼される議会の実現は画に描いた餅になります。議決権を持つ我々の報酬及び期末手当は、客観的な基準に基づいて能動的・主体的に今後決めていきたいと考えます。以上の理由から、議案第14号

「長門市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例」について、反対をいたします。皆様のご理解をよろしくお願いいたします。

松岡副委員長 ほかに、ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ほかにご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 14 号について、賛成の方は挙手願います。挙手少数です。よって、議案第 14 号は、否決すべきものと決定いたしました。それでは、委員長席を委員長と交代いたします。

田村委員長 次に、議案第 15 号「長門市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12 月 11 日、12 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 27 ページに記載のとおりでございまして、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは議案第 15 号の質疑をさせていただきます。これは市長給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、期末手当の、何て言いますか、何か月分にするかという数字をいろうという今回の改正ですけど、長門市長の給与の一部を改正する条例ということで、昨日も予算委員会の中で予算が関わっているところで、市長に同席をいただいて委員会も開催されました。特別職っていうのは、私たちもですけど特に三役なんかでも人事院勧告に従って改定する中で給与自体は変えられることはありません。ですから期末手当でどうなのかっていう議案がこうやって出てくるわけですけど、今回の一部改正の条例もそうですけど、私は人事院勧告に従って、これは全然問題ないと思いますし、特に今年なんかっていうのはこの 4 月にベースアップ、かなり民間がされて、当然公務員も上がっていくというのは、何て言いますか、自然な流れであろうと思います。私がお指摘をしたいのは特別職というのは人事院勧告もちろんそうですけども、報酬審議会、ここの立ち位置っていうのは特別職というのはきちんとご提言を受けて真摯に受け止めて議論していかないといけないというふうに私は思ってます。条例改正案と少しちょっと離れるかもしれません。こういう条例改正をするときっていうのは人事院勧告というのが一つ大きくあるでしょう。私は報酬審議会の答申というのが重きを置く必要があるというふうに認識してますけど執行部側としてはそれはどのようにお考えなのか確認させていただきます。

椎葉総務課長 市長等特別職、議員さんも含めまして、特別職の報酬につきましては、委員おっしゃられるように特別職報酬等審議会の中で決定されるべきものだったというふうに考えておりますので、その重要性についてはいいですか、それは

十分認識しているところでございます。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。

重村委員 それでは副市長に見解をお願いいたします。今、一問だけ質問させていただきました。昨日の予算委員会でも実は言いましたけど、4 年前の 2 期目をスタートされた江原市長が最初に通られた議会で報酬 20%カットという議案が出たときの委員会審査の議事録も読みました。先ほど言ったように人事院勧告がされて、それによって一般職であるとか、そこらあたりの給与自体が上がる、期末手当が上がる、これは全然問題ないと思うんですけど、特別職については先ほども言ったように私は報酬審議会の特に市長が諮問されて返ってくる答申書、これは専門的に三役と市議会議員、これについて報酬が適正なのかどうなのかというところを見極めていただく。ですから市長はよく市民の声をどう、当然市民の声も必要でしょう。ですけれども私は、そのために第三者機関としてある一定の期間で必ず報酬審議会っていうのを設置して、諮問して答申する。今回、4 年前の議事録見ると 2 年に 1 回の割合で報酬審議会を設置しているというくだりもありました。ここ最近見ると報酬審議会の設置というのが非常にランダムといいますか、目的がないような形で、例えば市議会議員も満期あるとすれば 4 年、市長職もよほどのことがない限り 4 年あるわけですよ。そしたらどのタイミングできちんとそれを諮問し、答申をいただくのが適正なのか。私はこれをきちんと執行部としてはこの時期が適正だ、私たちはちょうど今からいうと 1 年数箇月後に改選があります。だからどの時期に毎年開くというわけには、やっばいかないでしょうからね。今は 3 年に一度レベルぐらいの規定だと思うんですよ。報酬審議会をきちんと持つ意味合いと、このタイミングが一番適正だということをきちんと私は執行部としては持っていたきたいというふうに思うんですけど副市長の見解をお願いしたいと思います。

大谷副市長 ただ今、重村委員がおっしゃった報酬に係る問題、先ほど担当部課長も申しましたように、人事院勧告ももちろん大事ですけれども、報酬等審議会の意向、これが何をおいても、本市にとっては一番大事な報酬を決定する基準になるということは委員おっしゃるとおりでございます。それが今まで 3 年に一度という形でおおむねルールどおり開かれていたというところが、若干延び延びになっているところはございます。確かにどういう状態でこの審議会を開くべきかというのは、一定のルールをやはり作るべきだろうと私も思います。ただ、今回は、先ほどの反対討論の中にもございましたけれども、議会のほうで定数を含めた協議が行われているという状況がございますので、この答申を受けて、その後何らかの形で開くべきではないかなというふうには思います。いずれにしても、このルールについては慎重に検討しなければいけないと思いますので、若

千お時間を頂戴したいというふうに思います。

重村委員 くどく言うつもりはありません。副市長にしても教育長にしても任期がありますよね、当然。市長からの任命を受けて任期があります。議会もあるという私は、例えば市長も今回であれば、市長選の前にきちんと答申が出るタイミングで受けて選挙に臨むのか、それとも議会議員の選挙のことを思えば市長が当選されてすぐに審議会を設けるといような、あらかじめのルールを作るのか、そこらあたりを是非検討していただきたいというふうに思います。それと苦言の一つとして私は申し上げたいのは、長門市長の給与も一回下がっているんです。昨日の平成 12 年だったかな。平成 19 年。私は思いますけど、世の中がこれほど今国を挙げて、やっぱり給与体系っていうのを国民の所得を上げていこうという時代に、本当に報酬審議会ですこらあたり、もう 20 年間ぐらい動いていないわけでしょ。それは本当に適正なのか。議会議員にすれば 25 年間ぐらい動いてません、給与が。これは本当に諮問されて、この件に関して本当に真剣に答申をくださいと、私は内容を見たときに、議事録を見たときに、本当に報酬審議会というのは、そこに本当にだから気持ちを持って諮問しているかどうかですよ。ここは是非、次の報酬審議会の中で市長が出されるんですから真剣勝負をするつもりで、私は市長の給与なんかもっともらっていいと思います、はっきり言うと。だからそういう一個人の意見かもしれませんが、報酬審議会のあり方とその開催する規則的なものをしっかり作っていただきたいというふうに思っています。

大谷副市長 ただ今、委員から前向きなご質問をいただきました。私も上げる、下げるにかかわらず、適正な報酬額というのはいくらなのか、そこはやはり審議会の中で事務方から提案をし、そして慎重に審議をしていただく。そしてそれをもって市民の声に対応するというあるべき姿、こういったものを十分ご審議いただきたいという思いに変わりはありません。先ほどのルール化も含め、この件については前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。

田村委員長 今一度、議案第 15 号の全般にわたり、ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 15 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第 15 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 16 号「長門市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12 月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料 25 ページから 26 ページ、28 ページから 33 ページに記載のとおりで

あり、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありますか。

重村委員 それではこの件について、2点ほどお尋ねします。1点目は、今日委員会でございますけど、本会議27日のいよいよ年末にかかります。この給与改定に伴うその差額分、今年の4月から12月分までか、これを支給する年月日はいつぐらいを予定しているのか確認をさせてください。

椎葉総務課長 条例が可決されましたら、年を明けて1月に支給を予定しております。

重村委員 1月21日ということによろしいですか。

沖村人事班長 支給日につきましては、今会計部局のほうと相談はさせていただいておりますが、今年度につきましては1月の下旬ごろということで、定例の支給日とは別に支給をするということで今進めておるものでございます。

重村委員 それじゃあ、もう1点です。この給与は今年の4月まで遡るわけですね。退職された方がいらっしゃると思うんです。当然この方にもいらっしゃった在任期間の間は支給されるものと判断しておりますけど、退職された方への取扱い等も含めて、そこらあたりを少し教えていただけたらというふうに思います。

椎葉総務課長 これまでも退職された方につきましては、遡及支給はしておりません。

重村委員 これは私の勉強不足かもしれないけど、退職年月日が例えば8月、9月という方いらっしゃいますよね。直近でもあったわけだから。だから4月に遡ってやると6月期の、例えば期末手当なんかにしても支給対象の中に入るのではないかなと思うんですけど。今までもない。これは条例上でその適用がないというふうに考えていいんですか。

椎葉総務課長 条例上は特に規定はございません。

田村委員長 ほかにご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）今一度、議案第16号の全般にわたり、ご質疑はありますか。

重廣委員 今一度ということで。これは13、14、15、16、17号ですか、すべての議案に対して同じことなんですけど、一般職の職員さんは一番数が多いですからね。ここで副市長に尋ねたいと思います。まず改正の趣旨としまして、縷々書いてあります。人事院勧告、つまり国家公務員の給与を国会で可決されて、それに準じて地方公務員もやるという改正は今までに何回もございました。人事院がこの調査・研究されるときには、民間賃金を下回っていたことから上げると。分かるんですよ。この民間賃金が調査された民間賃金と、果たして長門市の民間賃金、どのくらい較差があるかっていうのを考えられてこういう議案を上げら

れるのか。私前から不思議でならなかったんですけど、国家公務員の給与が上がるから、地方公務員も上げろと。それはまあ今までの慣例としてよろしいと思うんですが、今ありましたけど 4 月に遡ってボーナスの割合ですよ、等を考えると。よその市もすべてやっています。こういうことを言われる人は滅多にいないかもしれませんが、現在の社会状況におきまして、これらの情勢を踏まえて国に準じた内容で長門市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するという今までは決まりです。副市長に尋ねたいのは、今言いましたけど、民間賃金の較差について、国家公務員と地方公務員の上げ率を一緒にする。よく分かるんですよ。民間の、長門市の民間賃金と調査されたところっていうのはおそらく大企業。決まりがあったと思います。定かではありません。300 人以上とか 500 人以上の働いておられる企業と国家公務員の賃金を比べてやっておられる。果たして長門市にそぐうかどうかというのはちょっとね、不思議なんですけど、私はこれ、賛成はいたします。ただ、副市長の考えとして私が今言ったこと。どのようなお考えをお持ちなのかっていうことをちょっと伺いたいと思います。

大谷副市長 人事院勧告をお捉えになってのご質疑だと思うんですけど、この人事院勧告というのは、先ほど委員が何百人以上の大企業とおっしゃいましたけれども、あくまでも国家公務員は全国に着任しているわけでございます。こちらの長門市におきましても、簡易裁判所であったり、ハローワークであったり、そういったところにもお勤めでございます。そういった全国、確かに地域によっては我々過疎団体のような地域経済が疲弊しているようなところもございますけれども、全国に国家公務員は着任しているわけでございますから、当然人事院も全国ベースでこの民間較差というものを比較検討して勧告に至っているものというふうに考えます。当然、東京都等大都市圏だけを見ていけば、もっと民間較差というのがあるということで、高い率で勧告されるかと思いたすけれども、当然北海道から沖縄県まで全国 47 都道府県の状況を調べたうえでこの上げ率といいますか、民間較差との比較をされて勧告がなされたというふうに私は考えておりますので、これに準じるということについてはもちろん、国民そして市民の理解は得られるものというふうに考えております。

田村委員長 今一度、議案第 16 号の全般にわたりご質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第 16 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手 多数です。よって、議案第 16 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第 17 号「長門市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。執行部の補足説明がありましたらお願いします。

坂野企画総務部長 12月定例会初日に市長が申し上げました提案説明及び議案参考資料27ページに記載のとおりであり、特に補足すべきことはございません。

田村委員長 補足説明はないようですので、これより質疑を行います。ご質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご質疑もないので、質疑を終わります。討論を行います。ご意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ご意見もないので、討論を終わります。採決します。議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。挙手多数です。よって、議案第17号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上で、本委員会に付託された議案の審査は終了しました。ここで説明員退席のため、暫時休憩します。委員の皆さんは自席で待機をお願いします。

— 休憩 11:34 —

— 再開 11:34 —

田村委員長 休憩前に引き続き会議を始めます。次に、「閉会中の継続調査申出書」について議題とします。お諮りします。この際、閉会中の所管事務継続調査事項について、お手元に配付のとおり、議長に対し申し出たいと思います。総務産業委員会フォルダの所管事務調査です。皆さんもうご確認いただいておりますかね。これに対してご異議はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、議長に対し、閉会中の本委員会所管事務の継続調査事項として申し出ることに決定しました。なお、委員会開催の日時、場所及び事項につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）最後に、「委員派遣について」を議題とします。お諮りします。委員派遣については、お手元に配布したとおり、議長に提出したいと思います。ご異議ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、委員派遣については、お手元に配りましたとおり議長に提出することに決定しました。お諮りします。ただ今議決されました委員派遣について、字句その他の整理を要するものについては、その整理を委員長に委任されたいと思いますが、ご異議ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）「ご異議なし」と認めます。よって、字句その他の整理は、委員長に委任することに決定しました。これで総務産業常任委員会を閉会します。どなたもご苦労さまでした。

— 閉会 11:36 —